

公立病院改革プランの概要

団 体 名		池田町					
プ ラ ン の 名 称		池田町立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	池田町立病院					
	所 在 地	北海道中川郡池田町字西2条5丁目25					
	病 床 数	一般病床32床 医療療養病床48床					
	診 療 科 目	内科、小児科、外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の中心的な医療機関として、初期診療、健康相談及び初期救急の実施 ・専門的な医療を行う2次医療機関への橋渡し ・急性期、回復期の治療を終えた高齢患者のための受け入れ施設としての機能 ・介護福祉施設との連携 ・地域住民の健康維持のための保健衛生部門との連携 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		池田町内唯一の病院であり、地域医療の確保という観点から、その運営に要する経費のうち、その収入をもって充てることのできない経費について、総務省自治財政局通達「地方公営企業繰出金について」に定める各基準で算出し、それをもってしてもなお不足する経費について「不採算地区病院の運営に要する経費」として一般会計が負担するものとする。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	101.0	99.1	97.6	97.6	83.7	
	職員給与費比率	77.6	84.9	84.4	84.4	84.1	
	病床利用率(一般)	59.8	61.5	62.5	65.6	76.1	
	" (療養)	88.1	89.6	89.6	89.6	89.3	
	" (合計)	76.8	78.4	78.8	80.0	80.6	
	材料費比率	28.1	28.4	29.4	29.3	29.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>経常収支比率～施設整備及び指定管理者導入準備のため数値が低下 職員給与費比率～医師の確保、職員の高齢化などにより数値が上昇 病床利用率～施設の老朽化等により引き上げは難しいものの、一般病床について7割に近付けることを目標とする 材料費比率～院内処方のため薬品費の割合が大きい、薬剤及び診療材料費の購入価格の削減等を目指す (経常黒字化の目標年度: 年度)</p>					

				団体名 (病院名)	池田町 (池田町立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急取り扱い件数		967	850	950	950	1,000	
健康診断実施件数		540	783	800	850	900	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	医事業務については、平成18年度に全面委託。 平成23年10月から指定管理者制度(利用料金制)へ移行予定(検討中)。					
	事業規模・形態の見直し	平成23年10月から療養病床48床のうち28床を一般病床へ転換し一般病床を60床とし、20床を老健施設へ転換予定(検討中)。					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤、診療材料費の適正在庫、廉価購入 ・消耗品等の経費削減 ・委託業務の見直し 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・平均在院日数の短縮等による入院収益の確保 ・各種健診等への取り組み ・外来患者数増への取り組み ・診療報酬の適正請求、査定減防止対策 					
その他							
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	79.80%	18年度	76.50%	19年度	76.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	池田町立病院改築基本計画で適正な病床数についても検討を進めており、病院施設改築時に見直しを実施する予定。					

団体名 (病院名)	池田町 (池田町立病院)
--------------	-----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	池田町立病院が所在する二次医療圏((十勝圏域)には、当院の他9つの国公立病院及び3つの公的病院(帯広厚生病院、帯広協会病院、清水赤十字病院)があり、総病床数2,382床となっている。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	道の構想では、当院規模の比較的小規模な公立病院は、「今後、病院間の役割分担や帯広市に集積されている医療機能との連携を考慮しながら、診療所化も含めた規模の適正化を検討」との方向性が示されている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度	<内容> 再編、ネットワーク化の内容については「十勝管内自治体病院等広域化・連携会議」の検討の進捗状況による。独自の取り組みとして「池田町立病院事業調査委託業務報告書」を受けて、病院施設の整備、規模の変更及び経営形態の変更についての具体的な内容を検討中(平成21年5月中に「池田町立病院改築基本計画」が策定される予定)。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年10月(現在検討中)	<内容> 指定管理者制度導入開始 療養病床について、一般病床及び老健施設に転換	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	公表については、池田町立病院改築基本計画との整合性を取るために、基本計画策定後に本プランの見直しを行った後に実施する予定。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)			
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	池田町 (池田町立病院)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	724,898	689,958	680,579	711,455	723,895	370,750
	(1) 料 金 収 入	665,681	631,083	612,628	645,701	656,455	337,030
	(2) そ の 他	59,217	58,875	67,951	65,754	67,440	33,720
	うち他会計負担金	28,722	29,900	38,694	35,791	40,000	20,000
	2. 医 業 外 収 益	161,085	225,414	266,915	268,237	333,745	270,520
	(1) 他会計負担金・補助金	156,278	220,100	261,306	264,209	330,000	268,647
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	4,807	5,314	5,609	4,028	3,745	1,873
	経 常 収 益 (A)	885,983	915,372	947,494	979,692	1,057,640	641,270
	入	1. 医 業 費 用 b	908,820	889,563	953,375	1,001,483	1,079,864
(1) 職 員 給 与 費 c		568,344	535,315	577,985	600,696	610,804	311,756
(2) 材 料 費		196,076	193,967	202,939	209,141	211,741	107,374
(3) 経 費		116,143	130,734	141,005	153,624	223,808	197,050
(4) 減 価 償 却 費		24,500	26,993	29,220	32,947	31,711	40,168
(5) そ の 他		3,757	2,554	2,226	5,075	1,800	93,660
2. 医 業 外 費 用		16,734	17,049	2,481	2,590	3,404	16,059
(1) 支 払 利 息		673	797	854	900	1,664	15,184
(2) そ の 他		16,061	16,252	1,627	1,690	1,740	875
経 常 費 用 (B)		925,554	906,612	955,856	1,004,073	1,083,268	766,067
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		39,571	8,760	8,362	24,381	25,628	124,797
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	349	2,392	31			
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	349	2,392	31			
純 損 益 (C) + (F)		39,920	6,368	8,393	24,381	25,628	124,797
累 積 欠 損 金 (G)		40,691	47,059	38,666	14,285	11,343	136,140
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	347,734	323,699	336,135	338,496	330,089	323,730
	流 動 負 債 (イ)	37,982	38,471	34,364	36,203	35,000	35,000
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引不良債務 {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)} (オ)	309,752	285,228	301,771	302,293	295,089	288,730	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		1,514	24,524	16,543	522	7,204	6,359
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		95.7	101.0	99.1	97.6	97.6	83.7
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		42.7	41.3	44.3	42.5	40.8	77.9
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		79.8	77.6	71.4	71.0	67.0	49.4
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		78.4	77.6	84.9	84.4	84.4	84.1
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		76.5	76.8	78.4	78.8	80.0	80.6

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	池田町 (池田町立病院)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	12,700	11,800	8,200	58,100	762,100	355,600
	2. 他 会 計 出 資 金	12,600	11,800	8,000	135,712	762,112	464,581
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金						
	7. そ の 他	300	380				
	収 入 計 (a)	25,600	23,980	16,200	193,812	1,524,212	820,181
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	25,600	23,980	16,200	193,812	1,524,212	820,181	
支 出	1. 建 設 改 良 費	26,527	24,835	24,755	208,812	1,524,212	809,470
	2. 企 業 債 償 還 金	10,694	13,272	15,018	16,668	14,563	10,711
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
	支 出 計 (B)	37,221	38,107	39,773	225,480	1,538,775	820,181
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	11,621	14,127	23,573	31,668	14,563		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	11,621	14,127	23,573	31,668	14,563	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (D)	11,621	14,127	23,573	31,668	14,563		
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(126) 185,000	(156) 250,000	(0) 300,000	300,000	370,000	(3,777) 288,647
資 本 的 収 支	12,600	11,800	8,000	(38,856) 135,712	(6) 762,112	(54,291) 464,581
合 計	(126) 197,600	(156) 261,800	(0) 308,000	(38,856) 435,712	(6) 1,132,112	(58,068) 753,228

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。